

横浜市青少年育成センター
第6期 指定管理者選定結果報告書

横浜市青少年施設
指定管理者選定評価委員会

横浜市青少年育成センターの第6期指定管理者の選定にあたり、横浜市青少年施設指定管理者選定評価委員会（以下、「選定委員会」という。）は、応募者から提出された応募書類の内容審査や公開プレゼンテーション及びヒアリング審査を行い、応募者の評価を行いました。

このたび、審査が終了し、指定候補者を選定いたしましたので、ここに選定結果を報告します。

1 選定にあたっての評価の考え方

（1）選定方法

- ① 応募書類の内容審査
- ② 提案内容に基づくプレゼンテーション
- ③ ヒアリング
- ④ 応募団体の財務状況診断

（2）応募者の資格の確認

公募要項に定める「応募者の資格」「欠格事項」について、該当のないことを確認しました。

（3）評価の方法

選定委員会では、公募要項において、あらかじめ定めた「評価基準項目」（別紙）に従って、総合的に審査を行いました。

なお、評価は、選定委員が1名欠席だったため、各委員225点満点の計900点満点（加減点項目100点含む）とし、最低基準は加減点項目を除く合計800点の6割以上（480点）としました。

2 選定結果

（1）応募団体

1団体から応募がありました。

（2）選定結果

選定委員会において、厳正な審査を行った結果、次の団体を指定候補者と決定しました。

順位	団体名
指定候補者	公益財団法人 よこはまユース

3 得点

項目		配点	指定候補者
1	団体の状況	8 0	6 9
	(1) 団体の理念、基本方針及び財務状況等	4 0	3 3
	(2) 応募理由	4 0	3 6
2	職員配置・育成	8 0	6 6
	職員の確保、配置及び育成	8 0	6 6
3	施設の管理運営	1 6 0	1 2 4
	(1) 建物及び設備の維持保全・管理、修繕等への取組	4 0	3 3
	(2) 事故防止体制・緊急時（防犯）の対応	6 0	4 4
	(3) 防災に対する取組		
	(4) 利用者等のニーズ・要望・苦情への対応	2 0	1 4
	(5) 個人情報保護・情報公開	2 0	1 7
	(6) 人権尊重、環境への配慮、市内中小企業優先発注など、本市の重要施策を踏まえた取組	2 0	1 6
4	事業の企画・実施	3 6 0	2 8 1
	(1) 青少年指導者・育成者・育成団体の養成、活動支援、ネットワーク形成	8 0	6 6
	(2) 青少年育成にかかるボランティア・市民活動の相談、情報提供	8 0	6 5
	(3) 音楽スタジオや会議室などセンター施設の貸出	8 0	5 8
	(4) 現フリースペースの活用方法	6 0	4 6
	(5) 地域課題の解決や地域貢献	6 0	4 6
5	収支計画及び指定管理料	1 2 0	9 4
	(1) 利用料金等収入増への取組	4 0	2 8
	(2) 指定管理料の額	4 0	3 3
	(3) 施設の課題等に応じた費用配分	4 0	3 3
小計		8 0 0	6 3 4
6	加減点項目	1 0 0	3 9
	(1) 市内中小企業等であるか	2 0	
	(2) 本市重要施策を踏まえた応募団体の取組状況	2 0	
	(3) 当期の管理運営の実績（現在の指定管理者のみ）	- 2 0 ~ + 4 0	2 4
	(4) 自主事業の実施	2 0	1 5
合計点数		9 0 0	6 7 3

※採点欄は、委員4名の合計点です。

3 審査講評

指定候補者については、現指定管理者として青少年に誠実に向き合いながら主体的に事業を実施してきた実績に加え、新たに地域や人をつなぐことを視野に入れた提案が示されている点を評価します。

一方で、青少年を取り巻く環境やニーズが変化する中、現代の青少年に合った新たな視点を持ち、多様な団体と連携した事業展開が期待されます。また、青少年育成を担う 30 代から 50 代の世代をどのように取り込み、活動につなげていくのかについて、具体的な方策を示していくことが望まれます。

さらに、市全域を対象とする施設として、センターの役割や意義を積極的に発信し、その機能をより発揮していくことを期待します。

加えて、地下に位置する施設であることから、火災や地震に加え、洪水等の災害も想定した安全管理を徹底し、利用者及び職員の安全確保に努めていただきたいと考えます。

4 指定候補者 選定の経過

経過項目	日程
◆第1回選定委員会（傍聴者なし） 1 選定スケジュールについて 2 公募要項・業務の基準について	令和8年6月15日(月)
公募書類の配布（ホームページにて公表）	令和8年6月25日(木)～ 7月31日(金)
現地見学会兼公募説明会	令和8年7月2日(木) (申込団体なし)
公募に関する質問回答	令和8年7月21日(火)
応募書類の提出（1団体）	令和8年7月29日(水)～ 7月31日(金)
◆第2回選定委員会（傍聴者なし） 1 公開プレゼンテーション 2 ヒアリング	令和8年9月7日(月)

5 選定委員会 委員（50音順）

委員長 福田 幸男 横浜国立大学 名誉教授

委員 高城 芳之 特定非営利活動法人 アクションポート横浜 代表理事

為崎 緑 中小企業診断士

辻 弘枝 社会福祉士・認定心理士

山崎 直宏 横浜市青少年指導員連絡協議会 前副会長

(別紙)

横浜市青少年育成センター指定管理者評価基準

項目	審査の視点（例）	配点
1 団体の状況		20
(1) 団体の理念、基本方針及び財務状況等	・団体の理念、基本方針及び業務実績などが、公共性の高いものであり、公の施設の管理運営者としてふさわしいものであるか。 ・団体の財務状況は健全か。	10
(2) 応募理由	・横浜市の施策や地域の特性、施設の設置目的を十分に理解した妥当性・具体性がある応募理由であり、施設運営に熱意が感じられるか。 ・施設の運営について、明確な理念・方針が示されているか。 ・現在の青少年や青少年団体を取り巻く環境や課題を十分理解しているか。	10
2 職員配置・育成		20
職員の確保、配置及び育成	・建物及び設備の維持管理に必要な人員を確保し、配置する計画となっているか。 ・職員の資質向上のための研修が計画されているか。 ・職員が自らの意欲に応じて主体的に学び、能力の向上を図ることができる支援体制が整っているか。	20
3 施設の管理運営		40
(1) 建物及び設備の維持保全・管理、修繕等への取組	・施設の安全確保及び長寿命化の観点から、適切な修繕費予算が確保され、発生した修繕に対し迅速に対応できる計画となっているか、並びに適切かつ積極的な修繕計画となっているか。	10
(2) 事故防止体制・緊急時（防犯）の対応	・事件・事故の防止体制が適切か。 ・事故発生時、緊急時の対応、連絡体制などに具体性があり、適切か。	15
(3) 防災に対する取組	・横浜市防災計画等を踏まえ、公の施設としての役割を踏まえたものとなっているか。 ・日常的に、地域と連携した取組がなされているか。	
(4) 利用者のニーズ・要望・苦情への対応	・利用者の意見、要望、苦情等の受け付け方法や、これらに対する改善方法に具体性があるか。	5
(5) 個人情報保護・情報公開	・個人情報保護の取組に具体性があるか。情報公開への取組が適切であるか。	5

	(6) 人権尊重、環境への配慮、市内中小企業優先発注など、本市の重要施策を踏まえた取組	・ヨコハマプラ 5.3（ごみ）計画、人権尊重、男女共同参画推進など横浜市の重要施策を踏まえた、取組となっているか。 ・市中小企業振興基本条例の趣旨を踏まえた取組となっているか。	5
4	事業の企画・実施		9 0
	(1) 青少年指導者・育成者・育成団体の養成、活動支援、ネットワーク形成	・青少年指導者・育成者・育成団体の養成、活動支援やネットワークの形成の必要性を十分理解しているか。 ・考え方や方針に具体性はあるか。 ・人材育成に有効な講座・研修等が計画されているか。	2 0
	(2) 青少年育成にかかるボランティア・市民活動の相談、情報提供	・活動の支援に繋がる相談機能と情報提供の体制を整えているか。 ・青少年に関わる情報を幅広い市民へ積極的に発信する取組となっているか。	2 0
	(3) 音楽スタジオや会議室などセンター施設の貸出	・利用者数及び稼働率の向上に対し、効果的・具体的な取組となっているか。 ・青少年の利用を促進するような仕組みがあるか。	2 0
	(4) 現フリースペースの活用方法	・青少年育成及び青少年に関わる人材の育成に繋がる活用方法になっているか。 ・利用者にとって魅力的な内容となっているか。	1 5
	(5) 地域課題の解決や地域貢献	・青少年に関わる団体や学校、企業、他の青少年施設等との連携や協働による、地域課題の解決や地域貢献活動が具体的に示されているか。	1 5
5	収支計画及び指定管理料		3 0
	(1) 利用料金等収入増への取組	・利用料金等の収入計画が適切であり、増収策が具体的、効果的であるか。	1 0
	(2) 指定管理料の額	・収支計画が適切であり、効率的な経費の執行による適切な指定管理料となっているか。 ・施設の安定的な運営に資するよう、人件費、施設修繕費、利用者サービス向上につながる経費等が適切に確保・配分されているか。	1 0
	(3) 施設の課題等に応じた費用配分	・施設の特性や課題に応じ、利用者サービスの向上や必要な修繕等に対し、重点的かつ適切な費用配分となっているか。	1 0
	小 計		2 0 0
6	加減点項目		2 5
	(1) 市内中小企業等であるか	市内中小企業等 ・市内中小企業	5

	・中小企業等協同組合法第3条に規定する事業協同組合、事業協同小組合及び信用協同組合のうち、市内に住所を有する者 ・地域住民を主体とした施設の管理運営等のために、地域住民を中心に設立された団体 ※共同事業体の場合は、代表団体が市内中小企業等であること。	
(2) 本市重要施策を踏まえた応募団体の取組状況 ※	障害者雇用率が法定雇用率を超える団体	2
	ワークライフバランス及び男女共同参画の推進	3
	・次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定	(1)
	・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主計画の策定	(1)
(3) 当期の管理運営の実績 (現在の指定管理者のみ)	・次世代育成支援対策推進法による認定、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定又はよこはまグッドバランス企業の認定	(1)
	・第三者評価の結果が優秀であり、要求水準を上回っていたか。	- 5 ～ + 1 0
(4) 自主事業の実施	意欲的な自主事業（A型又はB型）の提案があるか。	5
合 計		2 2 5

※ 財務状況の評価が著しく悪い場合は、選定から除外する場合があります。

※ 指定候補者及び次点候補者となるためには、選定評価委員会の定める最低基準点（加減点項目を除く評価基準項目について、委員1人あたりの持ち点を200点とし、委員会出席委員全員の持ち点の6割以上）を満たすことが必要です。最低基準に満たない場合は、応募団体が1団体のみであっても指定候補者として選定せず、再度公募を行います。